

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 2 月 27 日付鳥取県告示第 170 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 380 の 1
池本 五郎	東伯郡琴浦町大字大杉字芭蕉 651 の 1
耳井 万吉	東伯郡琴浦町大字野井倉字袋尻 664 の 34
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字興家 686
門田 芳正	〃
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字一向平ル 688 の 2
門田 芳正	〃

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は択伐による。

大字大杉字芭蕉 651 の 1

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本金三郎	東伯郡琴浦町大字福永字庵住谷 368 の 1
〃	東伯郡琴浦町大字福永字北ノ谷 370
山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 381
山本 源吉	東伯郡琴浦町大字福永字倉ノ谷 382 の 1
山本 寿平	東伯郡琴浦町大字福永字滝ノ谷 385 の 1

山本 浩	東伯郡琴浦町大字福永字北谷 400 の 10
坂本吉太郎	東伯郡琴浦町大字福永字赤松谷東平 420 の 1
山本安太郎	東伯郡琴浦町大字福永字西ヒラ 468
山本 熊吉	〃
山本源四郎	〃
山本 常吉	〃
若松千次郎	〃
若松 竹蔵	〃
若松弥三郎	〃
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字袋尻 664 の 22

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課